

派遣労働者と事業主向け

特別相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
茨城労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。

派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口 (茨城労働局職業安定部需給調整事業室)

下記電話番号から、相談日時をご予約ください。

☎ 029-224-6239

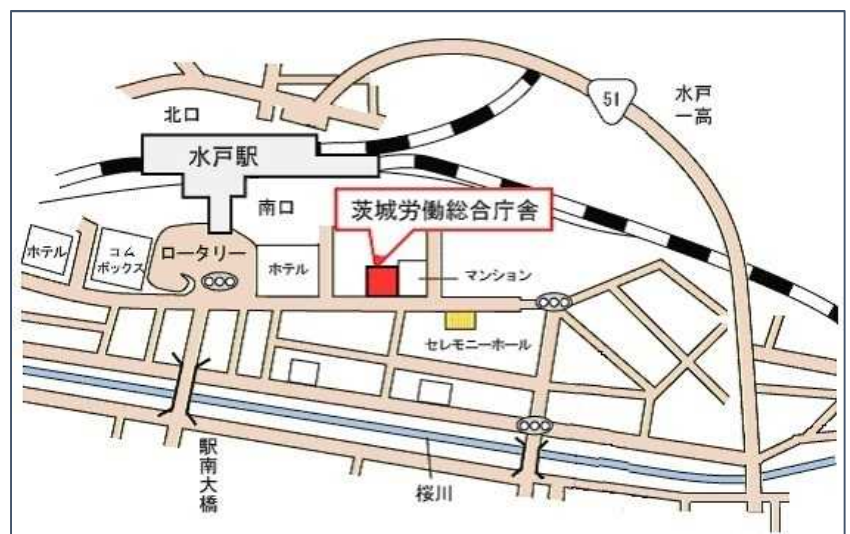
(受付：平日8:30~17:15)

※ご予約がなくても相談できますが、お待たせする可能性があります。

<アクセス>

茨城労働局
派遣労働者の均等・均衡待遇に係る
特別相談窓口

〒310-8511
茨城県水戸市宮町1丁目8番31号
茨城労働総合庁舎 7階
茨城労働局職業安定部需給調整事業室



- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。